

期日指定定期預金

令和4年9月1日現在

項 目	内 容
商品名	期日指定定期預金
ご利用いただける方	・ 個人の方 ・ 反社会的勢力に該当しない方
お預入金額	1 0 0 円以上 3 0 0 万円未満（1 円単位）
お預入期間	最長お預入期間 3 年（据置期間 1 年） 満期日は、この預金の全部または一部についてお預入日の 1 年経過後から 3 年までの任意の日をご指定いただけます。ただし、満期日のご指定は 1 ヶ月前までに通知が必要となります。 満期日のご指定がないときは最長お預入期間が満期日となります。 お預入時のお申し出により最長預入期間を満期日とする自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。
お預入方法	一括してお預入れいただきます。 現金、小切手その他の証券類、他口座からの振替でのお預入れができます。 ただし、証券類でのお預入れの場合は、その証券類の決済日がお預入日となります。
払戻方法	満期日以後にお利息とともにお支払いします。 （1 万円以上であれば一部支払いもご利用になれます。）
お預入利率	固定金利
適用利率	お預入時の店頭表示金利を適用利率として満期日まで適用します。 お預入れの利率（お預入期間 1 年以上 2 年未満のときは 2 年未満利率、お預入期間 2 年以上のときは 2 年以上利率）は満期日まで変わりません。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
お利息	満期日以後に一括してお支払いします。
お利息の計算方法 （付利単位 1 円）	1 年を 3 6 5 日とする日割りかつ 1 年複利の方法で計算します。
満期日以降のお利息	満期日以降のお利息（自動継続扱いの継続を停止した場合は含みます）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金利率によって計算します。
税金	お利息には 2 0 . 3 1 5 %（国税 1 5 . 3 1 5 %、地方税 5 %）の税金がかかります。 ※ 2 0 1 3 年 1 月 1 日から 2 0 3 7 年 1 2 月 3 1 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、2 0 . 3 1 5 %（国税 1 5 . 3 1 5 %、地方税 5 %）の税金がかかります。 ただし、マル優を利用の場合は非課税となります。
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。（または窓口にお問い合わせください）
自動継続	自動継続扱いは次の 2 つからお選びいただけます。 （1）元利金継続型 満期日にお利息を元金に加えて継続します。 （2）利息受取型 満期日にお利息をご指定口座に入金し、元金だけ継続します。

期日指定定期預金

商品概要説明書

項 目	内 容														
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。最高200万円（ただし、お預入定期預金の90%以内）まで自動貸越がご利用できます。貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります。 ・マル優のお取扱いができます。マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高350万円）まで非課税でご利用いただけます。														
中途解約時のお取扱い	満期日前にご解約される場合は、下記のお預入期間に応じた期限前解約利率およびお預入日からご解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 【期限前中途解約利率】（小数点第4位以下切り捨て） <table border="1"> <thead> <tr> <th>ご解約日までのお預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td><td>お預入時の2年以上の利率×40%</td></tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td><td>お預入時の2年以上の利率×50%</td></tr> <tr> <td>1年6ヵ月以上2年未満</td><td>お預入時の2年以上の利率×60%</td></tr> <tr> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td><td>お預入時の2年以上の利率×70%</td></tr> <tr> <td>2年6ヵ月以上3年未満</td><td>お預入時の2年以上の利率×90%</td></tr> </tbody> </table>	ご解約日までのお預入期間	中途解約利率	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	お預入時の2年以上の利率×40%	1年以上1年6ヵ月未満	お預入時の2年以上の利率×50%	1年6ヵ月以上2年未満	お預入時の2年以上の利率×60%	2年以上2年6ヵ月未満	お預入時の2年以上の利率×70%	2年6ヵ月以上3年未満	お預入時の2年以上の利率×90%
ご解約日までのお預入期間	中途解約利率														
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率														
6ヵ月以上1年未満	お預入時の2年以上の利率×40%														
1年以上1年6ヵ月未満	お預入時の2年以上の利率×50%														
1年6ヵ月以上2年未満	お預入時の2年以上の利率×60%														
2年以上2年6ヵ月未満	お預入時の2年以上の利率×70%														
2年6ヵ月以上3年未満	お預入時の2年以上の利率×90%														
譲渡、質入れ	譲渡、質入れすることはできません。 ただし、当金庫がやむを得ないと認めて質入れを承認する場合は、「質権設定承諾事務取扱規程」に基づいてのお取扱いとなります。														
手数料	再発行手数料 通帳・証書1件につき1,100円														
苦情処理措置・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。														
その他参考となる事項	・この預金は、「期日指定定期預金規定」および「自動継続期日指定定期預金規定」によりお取扱いいたします。 ・預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます。 ・預金保険法に定める保険事故が生じた場合は、相殺することができます。														

期日指定定期預金